

4 課税標準の特例及び非課税等

(1)課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、旧法附則第15条に規定する資産には、課税標準の特例が適用されます。特例資産や特例率は次のとおりです。「**特例資産適用届出書**」と下記の添付書類をあわせて提出してください。

適用条項	特 例 資 産	特 例 率	添付書類 (いずれも写し)
法 第 三 四 九 条 の 三	第2項 一般ガス導管事業の用に供する資産	最初の5年間 1/3	•ガス事業許可証 •系統図
		次の5年間 2/3	
第5項	内航船舶（モーターボート等は対象外）	1/2	•船籍等を証明できる書類
法 附 則 第 十 五 条	第1号 水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設	1/2	•特定施設届出書
	第2号 廃棄物の処理および清掃に関する法律に規定するごみ処理施設	1/2	•公的機関への設置届出書
	第3号 廃棄物の処理および清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場	2/3	•公的機関への設置届出書
	第4号 廃棄物の処理および清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設	1/3	•産業廃棄物処理施設届出書
	第5号 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	4/5	•除害施設の届出書 •除害施設概要書
	第6号 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に係る認定を受けた者が設置する廃棄物処理施設	1/2	•認定書
法 附 則 第 十 五 条	第25項 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備（税が課されることとなった年度から3年度分）	①風力発電設備 (20kW以上) 2/3	•再生可能エネルギー発電設備認定通知書 •発電契約書
		②風力発電設備 (20kW未満) 3/4	
		③地熱発電設備 (1,000kW未満) 2/3	
		④バイオマス発電設備 (1万kW以上2万kW未満) ※⑤以外のもの 2/3	
		⑤バイオマス発電設備 (1万kW以上2万kW未満) ※一般木材・農作物残さ 区分に該当するもの 6/7	
		⑥水力発電設備 (5,000kW以上) 3/4	
		③～⑥のうち発電出力が 上記以外のもの 1/2	
		⑦太陽光発電設備 (50kW以上1,000kW未満) 2/3	
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備 (税が課されることとなった年度から3年度分)	⑧太陽光発電設備 (1,000kW以上) 3/4	•認定地域脱炭素化促進事業計画 •設備の発電出力が分か る書類
旧法附則 第十五条 第32項	特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業)	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日取得 5年間 1/3	•企業主導型保育事業 助成決定通知書

※必要に応じ、資産の詳細が確認できる書類の提出を求める場合があります。

※今後の法令等の改正により、特例資産等の変更が行われることがあります。

適用条項	特例資産	特例率	添付書類 (いずれも写し)
旧法附則第十五条	第44項	認定先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した設備 従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した認定先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した設備 従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した認定先端設備等導入計画に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した設備	3年間2分の1 5年間3分の1 4年間3分の1
		・大分市創業経営支援課より認定を受けた認定先端設備等導入計画(一式) ・認定先端設備等導入計画に係る認定書 ・特例チェックシート	
		※適用2年目以降は、次年度用の特例チェックシートの提出が必要です	
法附則第十五条	第43項	従業員に対して雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ表明を記載した認定先端設備等導入計画に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した設備 従業員に対して雇用者給与等支給額を3%以上増加させる賃上げ表明を記載した認定先端設備等導入計画に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した設備	3年間2分の1 5年間4分の1

(2)非課税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の対象となります。

該当資産を取得された場合は、「**固定資産税非課税適用申告書**」と非課税の内容に係る資料をあわせて提出してください。

■固定資産税が非課税となる事業の例

- ・小規模保育事業、児童福祉施設、認定こども園、乳児等通園支援事業 等
- ・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業 等
- ・救急医療等確保事業 等

(3)減免

地方税法第367条に基づき、大分市税条例第60条第1項、同条例施行規則第6条の規定に該当する資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます。詳しくは、資産税課 償却資産担当班までご相談ください。

※「**特例資産適用届出書**」、「**固定資産税非課税適用申告書**」は大分市公式ホームページからダウンロードできます。